

公益財団法人岡山県環境保全事業団定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人岡山県環境保全事業団と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を岡山市に置く。

2 この法人は理事会の決議により、従たる事務所を必要な地に置くことができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、岡山県の区域において、資源循環型社会の形成、良好な生活環境の確保、自然共生社会の形成及び地球環境の保全など、環境の保全及び創造に関する事業を行うことにより、快適で持続可能な地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 廃棄物処理処分事業
- (2) 循環型社会推進事業
- (3) 環境測定分析事業
- (4) 環境調査事業
- (5) 環境緑化事業
- (6) 環境コンサルタント事業
- (7) 地球温暖化対策事業
- (8) 公共施設等の管理運営事業
- (9) 環境保全に関する普及啓発事業
- (10) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 資産及び会計

(財産の種別)

第5条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

2 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産であり、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 公益法人移行時（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及

び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律
(以下「整備法」という。)第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日をい
う。)の財産目録中資産の部に基本財産として記載された財産

- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
 - (3) 評議員会で基本財産に繰り入れることを決議した財産
- 3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の維持及び処分)

第6条 この法人は、基本財産について適正な維持及び管理に努めるものとする。

- 2 やむを得ない理由により基本財産の一部を処分、担保に提供し、又は除外する場合には、理事会の決議を経て、評議員会で承認を得なければならない。

(財産の管理)

第7条 この法人の財産の管理は、理事長が行うものとし、その必要な事項は理事会の決議により別に定める。

- 2 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下「認定法」という。)施行規則第18条に定める「特定費用準備資金」及び同規則第22条第3項第3号に定める「資産取得資金」は、資金の目的である支出に充てる場合を除くほか、取り崩すことができない。やむを得ない理由により、これらの資金を目的外で取り崩す場合は、理事会の決議を得なければならない。

(事業年度及び会計)

第8条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

- 2 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

(事業計画及び収支予算)

第9条 この法人の事業計画書、収支予算書、並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を経て、直近の評議員会に報告しなければならない。

- 2 前項の書類は、毎事業年度の開始の日の前日までに岡山県知事に提出しなければならない。

(事業報告及び決算)

第10条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ第3号から第7号までの書類については会計監査人

の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会において承認を得なければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書の附属明細書
 - (6) 財産目録
 - (7) キャッシュ・フロー計算書
- 2 前項において理事会の承認を受けた書類のうち、第 3 号から第 7 号までの書類については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）施行規則第 64 条において準用する同規則第 48 条に定める計算書類の特則に関する要件に該当する場合は、定時評議員会への報告をもって定時評議員会の承認に代えることができる。
- 3 理事長は、毎事業年度の終了後 3 ヶ月以内に、第 1 項の書類を岡山県知事に提出しなければならない。
- 4 この法人は、第 1 項の定時評議員会の終結後直ちに、法令の定めるところにより、貸借対照表を公告するものとする。

（公益目的取得財産残額の算定）

第11条 理事長は、認定法施行規則第 48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、第 53 条第 1 項第 13 号の書類に記載するものとする。

（長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け）

第12条 この法人が長期の資金借入れをしようとするときは、理事会の決議を経て、評議員会の承認を得なければならない。

2 この法人が重要な財産の処分又は譲受けを行おうとするときも、前項と同様とする。

第 4 章 評議員

（定数）

第13条 この法人に評議員 10 名以上 15 名以内を置く。

（選任及び解任）

第14条 評議員の選任及び解任は、法人法第 179 条から第 195 条の規定に従い、評議員会の決議により行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

- イ その評議員及びその配偶者又は3親等内の親族
- ロ その評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ハ その評議員の使用人
- ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であつて、その評議員から受ける金銭その他の財産によつて生計を維持しているもの
- ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者
- ヘ ロからニに掲げる者の3親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体(公益法人を除く。)の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

- イ 理事
- ロ 使用人
- ハ 他の同一の団体の理事以外の役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人)又は業務を執行する社員である者
- ニ 次の団体において職員である者(国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。)
 - ① 国の機関
 - ② 地方公共団体
 - ③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
 - ④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
 - ⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
 - ⑥ 特殊法人(特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。)又は認可法人(特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。)

3 評議員は、この法人の理事又は監事もしくは使用人を兼ねることができない。

(任期)

第15条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第13条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退

任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(報酬等)

第16条 評議員は原則として無報酬とする。ただし、評議員会等に出席の都度、職務遂行の対価として報酬を支給することができる。その額は全評議員の総額が毎年60万円を超えないものとする。

2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める。

第5章 評議員会

(構成)

第17条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第18条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 評議員の選任及び解任
- (2) 理事、監事及び会計監査人の選任及び解任
- (3) 役員及び評議員の報酬等の決定
- (4) 事業報告及び決算に関する計算書類の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 法人の合併、事業の譲渡及び廃止
- (7) 公益目的取得財産残額の贈与及び残余財産の処分
- (8) 基本財産の処分又は除外の承認
- (9) 長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受けの承認
- (10) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第19条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催するほか、臨時評議員会として必要がある場合に開催する。

(招集)

第20条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 前項の規定にかかわらず、評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

3 前項による請求があったときは、理事長は遅滞なく評議員会を招集しなければならない。

(招集の通知)

第21条 理事長は、評議員会の開催日の5日前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって招集の通知をしなければならない。

2 前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議長)

第22条 評議員会の議長は、出席した評議員の互選により定める。

(決議)

第23条 評議員会の決議は、決議に加わることができる評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議に加わることができる評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 合併、事業の全部もしくは一部の譲渡又は公益目的事業の全部の廃止
- (4) その他法令で定められた事項

(決議の省略)

第24条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることができる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第25条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した評議員1名が前項の議事録に記名押印する。

(運営)

第26条 評議員会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会の決議により別に定める。

第6章 役員及び会計監査人

(役員及び会計監査人の設置)

第27条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 5名以上10名以内
 - (2) 監事 1名以上3名以内
- 2 理事のうち1名を理事長とし、必要があるときは若干名を専務理事、常務理事とすることができる。
 - 3 前項の理事長をもって法人法上の代表理事とし、専務理事及び常務理事をもって同法第197条で準用する第91条第1項第2号に規定する業務執行理事とする。
 - 4 この法人に会計監査人を置く。

(選任)

第28条 理事及び監事並びに会計監査人は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事及び会計監査人は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 4 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は三親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 5 他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務及び権限)

第29条 理事長は、この法人を代表し、その業務を執行する。

- 2 専務理事及び常務理事は、理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、法令で定めるところにより、この法人の業務の執行の決定に参画する。
- 4 理事長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第30条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。
- (2) この法人の業務及び財産の状況を調査すること、並びに各事業年度に係る計算書類及び事業報告等を監査すること。

- (3) 評議員会及び理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べること。
- (4) 理事が不正の行為をし、もしくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令もしくは定款に違反する事実もしくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを評議員会及び理事会に報告すること。
- (5) 前号の報告をするため必要があるときは、理事長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。
- (6) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(会計監査人の職務及び権限)

第31条 会計監査人は、次に掲げる職務を行う。

- (1) この法人の計算書類及びその附属明細書、財産目録、キャッシュフロー計算書を監査し、法令で定めるところにより、会計監査報告を作成すること。
- (2) 理事の職務執行に関し、不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、ただちに監事に報告すること。
- (3) その他会計監査人に認められた法令上の権限を行使すること。

(任期)

第32条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事又は監事は、第27条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。
- 4 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、その定時評議員会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。

(解任)

第33条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

2 会計監査人が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。
- (3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

3 監事は、会計監査人が、前項第 1 号から第 3 号までのいずれかに該当するときは、監事全員の同意により会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告するものとする。

(報酬等)

第34条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、理事会等に出席の都度、職務遂行の対価として報酬を支給することができる。また、常勤の理事には報酬等を支給することができる。

- 2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前 2 項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める。
- 4 会計監査人の報酬は、監事の過半数の同意を得て、理事会の決議により定める。

(取引の制限)

第35条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
 - (2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引
 - (3) この法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

(責任の免除又は限定)

第36条 この法人は、理事、監事、会計監査人の、法人法第 198 条において準用される第 111 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

- 2 この法人は、外部役員（会計監査人を含む。）との間で、前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を、理事会の決議によって締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、法人法第 198 条で準用する第 113 条第 1 項で定める最低責任限度額とする。

第 7 章 理事会

（構成）

第37条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

（権限）

第38条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う、

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

（開催）

第39条 理事会は、定時理事会として毎事業年度終了後 3 ヶ月以内及び毎事業年度開始前にそれぞれ開催するほか、臨時理事会として理事長が必要と認めたととき又は法令で定められた場合に開催する。

（招集）

第40条 理事会は、第 30 条第 5 号ただし書きの規定により監事が招集する場合を除き、理事長が招集する。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事長以外の理事は、理事長に対し、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。
- 3 理事会を招集するには、理事会の開催日の 5 日前までに各理事及び各監事に対して、会議の日時、場所及び目的である事項を記載した文書をもって招集の通知を発しなければならない。

（議 長）

第41条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

- 2 理事長が欠けたときは又は理事長に事故あるときは、専務理事を議長とする。なお、専務理事も欠けたときは又は専務理事にも事故あるときは、常務理事を議長とする。

（決 議）

第42条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第43条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第44条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第29条第4項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第45条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

(運営)

第46条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会の決議により別に定める。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第47条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、第3条に規定する目的、第4条に規定する事業及び第14条に規定する評議員の選任方法についても適用する。

3 認定法第11条第1項各号に掲げる事項に係る定款の変更(軽微なものは除く。)をしようとするときは、その事項の変更につき、岡山県知事の認定を受けなければならない。

4 前項以外の変更を行った場合は、遅滞なく、その旨を岡山県知事に届け出なければならない。

(合併等)

第48条 この法人は、評議員会の決議により、他の法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止をすることができる。

2 前項の行為をしようとするときは、予めその旨を岡山県知事に届け出なければならない。

い。

(解散)

第49条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第50条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合、又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1ヶ月以内に、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第51条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 情報の開示

(公告の方法)

第52条 この法人の公告は、電子公告（当団ホームページ）により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、岡山県において発行する山陽新聞に掲載する方法による。

(備置き帳簿及び書類)

第53条 この法人は、次の各号に掲げる帳簿及び書類等を備え置かなければならない。

- (1) 定款
- (2) 評議員、理事及び監事の名簿
- (3) 評議員、理事及び監事の報酬等の支給基準を記載した書類
- (4) 事業計画書、収支予算書並びに資産調達及び設備投資の見込みを記載した書類
- (5) 事業報告書及び附属明細書
- (6) 損益計算書（正味財産増減計算書）及び附属明細書
- (7) 貸借対照表及び附属明細書
- (8) 財産目録
- (9) キャッシュフロー計算書
- (10) 監査報告書及び会計監査報告書
- (11) 評議員会の議事に関する書類
- (12) 理事会の議事に関する書類

(13) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(14) その他法令で定める帳簿及び書類

- 2 前項の書類等の閲覧に関しては法令の定めによるほか、第 1 号については常時、第 4 号については当該事業年度が終了するまでの間、主たる事務所及び従たる事務所に、第 2 号、第 3 号、第 5 号から第 10 号、第 13 号については主たる事務所においては 5 年間、従たる事務所においては 3 年間、第 11 号については主たる事務所においては 10 年間、従たる事務所においては 5 年間、第 12 号については主たる事務所に 10 年間備え置きするものとする。

第 10 章 事務局

(設置等)

第54条 この法人の事務を処理するため、事務局を設け、事務局長及び必要な職員を置く。

2 前項の職員は、理事長が任命する。ただし、重要な職員の任免は、理事会の決議を得なければならない。

3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により理事長が別に定める。

第 11 章 補 則

(委 任)

第55条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により理事長が別に定める。

附 則

1 この定款は、整備法第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 整備法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第 8 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 この法人の最初の代表理事は関谷 洋輔、業務執行理事は杉 潔、土屋 充、会計監査人は有澤 和久とする。

4 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

石川 甚秀	川端 英男	窪津 誠	千田 博通	成田 睦夫
乗藤 慎吾	藤森 徹	松岡 純司	三木 亮治	森 守
森分 敏明	安田 和弘	山内 憲太郎	雪吉 邦夫	

附 則

この定款は、令和 6 年 6 月 13 日から施行する。